

標註職原抄校本

別記

下



標注職原抄校本別記卷之下



尚書門下

長門

藤原芳樹撰



尚書といふ名そのもとハ六典の注ニ秦置尚書有令丞屬
 少府また杜氏通典ニ秦時少府遣吏四人在殿中主發書故
 謂之尚書尚猶主也と見えたるに其れを始ハいと輕ニ職
 なりたりふ漢元帝の時ニ蕭望之ガ尚書事を領せしよ
 やうく任重くなり後漢ニ至て太傅趙熹太尉牟融を録尚
 書事とせしよ録名ねこ至太傅鄧彪ガ如る録尚書事
 て上公ニ位し三公の上ニたて至漢ニてハ太司馬太司徒
 太司空を三公といふ太

標注職原抄校本別記卷下

師太傅太保その三公の上たる故に上公といふ。これより相續きて古の家宰總已の義の如く其任いと重くなりより。され共猶たゞ尚書とばかりいひとりけふ。靈帝の代となりて。始て尚書臺の名起さふを劉宋の代。改て尚書省とき。其後隋より。りてハ天下の事ことく總掌れ。唐もこれをうけて。都堂を中置と。東は吏部戸部禮部の三行ありて。行こと。四司を管次。西は兵部刑部工部の三行ありて。もと行こと。四司を管次。よべく二十四司分曹共理して天下の事を盡きり。これ唐までの尚書省の始終の大概なり。尚書令の事唐名の件といへり。此

また異朝は尚書省の外は門下省といふあり。事文類聚。唐開元元年。中時謂尚書省為南省。中書門下為北省。亦謂門下為左省。謂中書為右省。或通謂之兩省。と見えて。門下省ハ中書省と同一とさふ官にて。尚書省とハ別なり。如し。六典は門下の侍中の職を掌出納。帝命緝熙皇極。總典吏職贊相禮義。以和萬邦。以弼庶務。所謂佐天子而統大政者也。凡軍國之務。與中書令參而總焉。坐而論之。舉而行之。此其大較也。凡下之通于上。其制有六。一曰奏抄。二曰奏彈。三曰露布。四曰議。五曰表。六曰狀。皆審署申覆而施行焉。その中書の令の職ハ。掌軍國之政令。緝熙帝載。統和天人。入則告之。出則奉。

之以。釐萬邦。以度百揆。蓋以佐天子而執大政者也。凡王言之制有七。一曰冊書。二曰制書。三曰慰勞制書。四曰發日勅。五曰勅旨。六曰論事勅書。七曰勅牒。皆宣署申覆而施行焉。見之。たふ。兩省の職出納の別ハあき共。大概相似たり。門下も出納あれど。これと納を主とし。中書もかくれむ本朝も。唐制も出納あれど。これと出を主とし。かくれむ本朝も。唐制も倣きむとならむ。門下ハあき共。任をむ。中務ハこそ委務するべし。事なるを。太政官下の旁注ハ。當唐尚書省。又號鸞臺。とあり。鸞臺ハ門下省なり。通典ハ。至于武太后。再易庶官。或從宜創號。門下省為鸞臺。といへ。ふ。これなり。また此抄の古注ハ。尚書門下二省併本朝名太政官ともあり。門下をむ

太政官ハ併せたるハ。いふまじきといふ。通典ハ。至梁陳。舉國機務悉在中書。獻納之任。又歸門下。尚書但聽命受事而已。といへ。ふ。如く。中書門下ハ。たのづから天子ハ親近せぬゆゑ。急ハ。勢強くなると尚書ハ外を治めて。天子ハ親近せぬゆゑ。勢衰へるとふものなり。本朝この弊を能く察て。門下を太政官ハ併せたるハ。當時の執政時勢ハ明らかり。依るべき所致にて。去りかぎり。實學その根ふり。起さるべし。さてかく門下省を太政官ハ併せたるハ。その門下の官人たる侍中。黃門侍郎。給事中。錄事主事などをも。太政官

の内は於て准據を取るべき事なり。然るに此抄藏人所の
篇は摸異朝侍中内侍等職歟とありて侍中を藏人の唐名
とせり。此抄のこなりん。古書こるるなり。後漢書の百官志は侍中比二千石。
本注曰無員侍左右贊導衆中顧問應對云々。また六典注は
漢制分掌乘輿服物功高者一人為僕射。後漢初亦加官出宣
帝命入備顧問云々。蔡質漢官典儀曰侍中在尚書僕射下尚
書上舊與中官俱止禁中宿直廬在石渠門外。武帝時侍中僕
射馬何羅挾刃謀逆由是侍中出禁外。王莽秉政復止禁中。章
帝元和中郭舉與後宮通伏誅由是復出外とあり。實は藏
人の職に似たり。其れ共との以後やうく侍中の任重くな

れをと思はせて同く六典の注は後漢侍中六人加官有數
初從第一品中太和末革令正第三品北齊因之掌獻納諫正
及進御之職。後周天官府置御伯中大夫二人天子出入則侍
中左右大祭祀盥洗則受巾武帝改御伯為納言蓋侍中之職
也。宣帝末又別置侍中為加官。隋氏諱忠改為納言置二人正
三品掌陪從煬帝十二年改納言為侍中。皇朝初為納言武德
四年改為侍中といへば依まむ侍中ハ大納言の唐名た
るべきなり。藏人の唐名とせりハ當りん。然るに侍中を藏人の唐名と
せり故は。大納言の下は注せり。中納言の下は黃門
少納言の下は給事中外記の下は門下録事と記せり。黃門

之日與官底解文勘合然後請印云々この注に引ふ三代格
 なり官底ハ神祇官あり本朝文粹なりと太政官なり標注
引け底の字義ハ正字通ニ文豪曰底宋敏求春明退朝録公
 家文書彙中書謂之草樞密院謂之底三司謂之檢秘府有梁
 朝宣底二卷即貞明中崇政院書也とあるを以て見れば底
 ハ文書の彙の事なり夢溪筆談云唐曰宣底者即口宣案也
 云々これまた文書の彙を底といふ證なり然るに本朝に
 てハ底字を官司の事に用たり上は引く所の古注の文に
 て知べし小右記の寛仁二年十二月廿日の件に賀茂神領
 叡山領爭論の事をいへるに天台四至官符在天台歟又官

符之案在官底歟また山槐記仁安二年四月廿三日の件に
 勅負廳年始政始于今懈怠廳底陵遲之基也また長秋記長
 兼元年五月十五日陣定の件に長和官符粟田左大臣長者
 云々符案皆在官底などの廳底官底も共々官司をさせり
 また永昌記の嘉兼元年十二月十五日の件に梅宮社に盜
 賊の入り事を云ふに兼曆年中有盜奉勅御躰云々彼時正
 家朝臣為辨官泰社之由社司令申相尋官底之處伊家朝臣
 為行事又不泰向者また符宣抄に公鑒朝臣泰入局底可行
 例務また清方朝臣泰入局底また宜仰國宰令勘進之若無
 國底探求部内とあるまた玉葉承安二年閏十二月三日中

於今者於官底被注分なども皆官司を底といへる證文あり。但符宣抄なる局底ハ外記局也。もし然らむと此抄なる官底も外記に問ふ事なれむ。局底とこそ書めふべく思はるれど。かく官底とあるを御所より太政官に問せたまふ事な多ゆゑ。まことハ外記の檢索して申候事なれ共。外記よも係はて。況く官底といへるもの也。彼符宣抄なる局底ハ太政官に居て其内なる外記局をいへる詞也。混はべらる次。

皇后中宮

一條天皇の御代より二人の御妻おこしまりて一方をた

皇后といひ一方をた中宮といふ事ともありぬ。禮記の昏義に天子之與后猶日之與月陰之與陽相須而后成者也。この文を見ても御妻二人おこしまりべし理も曾てなき事なりしを知べし。標注に云ふ如く。中宮といふ皇后のたこしまり所の名にてこそあき。故に本文に中宮者即皇后也とのたまへるものをや。古へ皇后一人の御時と天皇常に仁壽殿にたこしまり。皇后常に常寧殿にたこしまり。仁壽殿と天皇の常の御在所にて。紫宸殿の北にあり。三代實録云。仁和三年秋七月廿日。地大震動。經歷數尅。震猶不止。天皇出仁壽殿。御紫宸殿。南庭命大藏省立七丈幄。為御在所云々。

れ地震のいふとくふ子にたどろろと給ひて常の御在所
 なり仁壽殿を出させ給ひ露臺づゝひ。紫宸殿よりとら
 せ給ひ南階より降て大庭の幄屋に入たまへふ事をいへ
 ふなりこれにて仁壽殿の御在所なる事明らかなりまた
 國史ども宴侍臣已上於前殿云々の前殿ハ紫宸殿の事
 にて常の御在所なる仁壽殿の前よりあるゆゑかくいへ
 皇。紫宸殿を南殿といふも仁壽殿の南よりあるゆゑの稱也。これを以て後紀弘仁四年
 正月丙子曲宴後殿云々の後殿ハ前殿より對せし稱なれり
 即仁壽殿なりを知べし。後世の武家様より准へていへむ。紫
 宸殿ハ與書院なり。仁壽殿ハ居間
 殿ハ路寝なり。仁壽殿ハ小寝なり。また常寧殿ハ皇后の常

の御在所にて貞觀殿の南よりあり皇后の御座所ハたゞ此
 常寧の一般のいなまゝハ常寧殿ハ仁壽殿よりひとく
 貞觀殿ハ紫宸殿より對てその仁壽常寧兩殿の間より承香殿
 ありこの殿ハ御表のものともなく御裏のものともなく
 たゞ表裏の隔の為なりが如く見ゆきどもはべく婦人を
 幽深よりむを操とせしゆゑ皇后といへども常寧殿を
 かまを正寝として夜ハ主上の御許より侍ひ給へむ別より小
 寝よりありふ所ハなき理あり。常寧殿の南廊の門を延喜中
 宮式より披庭門とあるをこれ
 より以北披庭なり。披庭ハ後宮の事也。倭名抄拾芥抄等
 常寧殿を后町といひ。玄蕃式より後宮院といへりなど合
 せ看て推し然らむ貞觀殿ハ何の為のものぞといふこれ
 知べし。

標注職原抄本別記卷下

即天皇の外治_一對て皇后の内職を聽_レ陰徳を脩め給_ル所_一なるむ故_一これ_一を廳といふ三代實錄貞觀元年六月十八日地震中宮廳前立_レ幄_一また扶桑略記延長七年四月廿五日夜鬼跡踏_レ宮中_一玄暉門外内及桂芳坊中宮廳常寧殿内寂多_一中宮式_一職司於廳前儲酒肴饗_レ之_一これ_一に載たる中宮廳即この殿のことにて大夫亮進屬等集會して後宮の事を行ふ所なりまたこれを御匣殿といふ倭名抄貞觀殿在常寧殿北とあり太平記卷十二貞觀殿と申は后町の北の御匣殿なりといへるをねもへむ後までも其名を失はざりけり后町とハ常寧殿のことなり倭名抄ハ常寧殿在承香殿北謂之岐佐岐萬知と

見え匣ハ擲筭_一にて擲を納_ル器なりこれを置く所なきなり御匣殿といふは婦人の身_一取てうへもかき寶なりと云ハ夫の家_一嫁と云ハ父母手川_一これ_一を其女の額_一と云ハこれ父母の方の縁を離ちて夫の家_一歸_ル心_一了驗なり昏禮くはく傳_ルるゆゑ_一明證なりといへども旁例を以て考_ルふ江家次第齋王群行の件_一云次天皇召額擲筭次藏人頭執_レ件筭付_一内侍内侍取_レ筭開蓋置_レ御座左方席上内侍奉_レ仰進_レ親王許_一申可近_一泰給_レ由内親王近_レ候御前女房捧_レ几天皇以_レ擲_レ刺_レ加_レ其額_一勅_レ京_一乃方_一趣_レ給_レ奈_一次内侍以_レ擲_レ筭給_レ親王乳母_一云_一その旁注_一件擲今夜刺_レ之_一至勢

標注職原抄本別記卷下

田、頓宮納宮と見えて、これ天皇の御方の縁を断たよひ内親王を太神宮の御杖代として、彼方へ奉たまふ御志の櫛なり。故に別の櫛といふ京方仁趣給奈とある勅意を著べし。玉葉文治三年九月十八日、齋宮群行の件、主上取額櫛奉著加齋王御額給本櫛ヨリハ與ニ奉指加給ナリ余仰從女云、至于勢多之頓宮可被納御櫛於箱路間勢多マデハ不可被撤御櫛と見えたる齋王の故實を皇后の御事と擬ふべし。さるに皇后御入内の時、御父母御手づゝ櫛を御女の額へ挿て、再び親の許へ趣き給ふなるといふ辭必あるべき理なり。その御別の櫛なれど、これを匣へ藏め、御生涯御身を離たぬ寶として、貞觀殿へひめたりき給ふこと女の身。

取てむ櫛むる至重きものなり。故にこれを投ぐバ夫婦の契もたぬ事神代は伊弉諾尊伊弉册尊の絶妻之誓にちよ時湯津水櫛を投たさへよて知べし。日本紀古事記にこれ載た皇太子と親子の縁も櫛を投む絶ゆといふ事東鑑建長二年六月廿四日の件に見ゆ。ハ夫婦の縁の絶るといふよ至一轉したる訛なり。べはれどとふもかぬべし。委しくハ音禮考といへし。その御匣を置くを主として殿の名ふも負きたまへきど、それのこよハあはれ。凡て後宮の御事にかゝる文書の宮等を皆此所へ置き、ゆゑに大夫以下の職の官人常より集て政を申すこと上件を引る書どもよて明らなるを、これを儀式國史記録等に載せざる立後の宣命に天下政獨知倍物波ハル。

標注職原抄本別記卷一

不有必アラシキ母ハ斯理弊ス乃ハ政有ス倍ハ之ヲ自古行來イニヨリ魯事云々ハとある斯

理弊ハ乃ハ政ハ後政ハて後宮ハて皇后の聞食キシ以政ハれむ御

表ハなびらへむこの貞觀殿ハ太極豐樂紫宸の三殿をひ

とつハ兼ハと至トやいとありさてその御表ハなる紫宸殿ハ

至御裏ハなる貞觀殿ハ至スまでの五殿ハ及シその左右ハなる諸

殿諸舍ハをこめて南ハ建禮門ハ北ハ朔平門ハの以内ハを古ハへ

中宮ハといへ至續紀神龜元年正月戊辰御中宮宴ハ五位以上

また天平元年正月壬辰朔宴群臣及内外命婦於中宮ハまた

天平十二年正月丁巳天皇御中宮閣門ハ已珍蒙等奏本國樂

また天平宝字二年五月乙未於中宮安殿請僧一百講仁王

經ハなどある其證ハなりト此ハ皆奈良朝廷の内裡ハなりト延曆

以来の今京の内裡ハハ少シハ違ハハ

らでハゆるされむ宮衛令ハ凡應入宮閣門者本司具記官

位姓名送中務省付衛府各從便門著籍トあるが如シ故ハ

禁中ハといふ委クハハ標注令義解校本ハいへりト同一宮城の

おられむ禁中ハ太極殿豐樂殿等の外朝ハ著籍の事

といとぞ也トされむ中宮ハ泛稱ハて天皇の御坐所ハも

いへる例既ハ上件の如くおれども職負令ハなる中宮の義

解ハ謂皇后宮ハと見え漢書の注ハ師古曰中宮皇后宮也ト

もあきむうけむを皇てハ皇后の宮の名目ハなる事論ハなりト

て天皇ハその禁中の南殿ハれりト皇后ハ北方ハれ

標注職原抄本別記卷一

としましけふ。仁壽常寧の御住居あまをうらハしとよ
 過たるとり。いつとなぐ。天皇ハ清涼殿を移りたまひ。これ
 を常の御在所とふされ。皇后ハ弘徽殿よりつゞ給ひて。こ
 れを常の御在所とし。故を以て、新タマキつゞとぬひしとむ。
 弘徽殿ハ皇后の正室なり。ぬゆゑにたのづからこれにあ
 りふ殿舎もあるなり。藤壺も御妻の居たまへるハ。ま
 たのくあるべき勢ひにて。其後つひに中宮皇后となし。び
 ねりしは世となれり。ハ。この御殿うつりよを起さるる
 りけり。かくて二人の御妻の内にて。皇后ハ弘徽殿。中宮ハ
 藤壺を常の御座所としたまへり。されどもいふらづり

なり。世なりとも。皇后と中宮と。一時に立たまへる例も
 あり。女御のうちにて。はぐれてやむごとを弘徽殿に
 以てたまへるが。いつら御子なども出来て。たとなび給
 へるなり。皇后はあぐを給へる後。またまねりたまふ御
 方のあふが。一人の姫君などにて。殊に時めを給ふを女
 御とのこもて。たをかくて。藤壺に以て。中宮と
 したまふ。中古の例にわくかくの如くにて。當世のなり
 ば。止む事を得ざり。ゆゑに。これを安元三年六月廿
 一日の玉葉に。弘徽殿者世々母后之御所也。藤壺者代々妻
 后之居所也。とのたまへるものをや。
 母后とハ。當代の御母
 后なり。ゆゑにハ。あり

に皇子の御母后といふ事にて御子儲け給て御容もや、
さたはなきたる御方をいふ事とそはむらへて妻后とあ
るハいよご皇子などもおとす一然とあきど本文は本朝並
まそぬ若し御方を申はあり。
置二宮太無其謂とある太無の二字等閑は看過はべし
に上件はいへる如く常寧殿をのこ皇后の常の御座所と
さごめねらしまとばたとへ後といふむり時めく女御
のまゐり給ふとも其位限ありて御座所の常寧殿は擬ふ
べしハあごれむねのづら二宮と並ひ立たまふ事も
なすまどをかく弘徽殿よりつらと給へるなむ二宮の
いでくべし監觴をれむ委く宮中のさまを記し中宮職
の別記とれ

切下文

賦役令云凡調庸物毎年八月中旬起輸近國十月三十日中
國十一月三十日遠國十二月三十日以前納訖の如く
ふれむ租ハ國々の倉は收納をといへども調庸ハ皆京都
に貢進はる例なきさるハ調庸の物を以て諸公事の雜費
に充らむむが為なれむあり大藏省ハこの調庸の物を藏
省中ハ長殿として今の長屋の如く一棟は造つはけり故に
戸の藏いくつもありて一戸を一國と定めこれハ調庸を
納め入らるあり類聚國史弘仁十四年十月辛丑亥尅失
火大藏十四間長殿また續日本後紀兼和四年十二月十一
日は夜穿大藏省東長殿壁竊取絶布等不知幾匹端また長
殿を長藏ともいへる續日本紀延暦元年七月甲申大藏東
長藏災などあり承久次郎百首は長殿の常陸の御倉ひら
とあけよ今日につぎ物納めにつべくこれらをして其大

標注職原抄本川記卷下

旨を知らざれども令條の御定に違はぬ申すは貢ありあへぬ國に多かりしと思きて民部式に凡諸國貢調庸者越後佐渡隱岐三國並限明年七月長門國限四月伊豫國限二月但宇和喜多兩郡限三月土佐國限二月納訖自餘如令また凡未進調庸物長門國伊豫國宇和喜多兩郡明年六月廿日越後佐渡隱岐等國十二月廿日以前納訖自餘具と見ゆ此交替式越後佐渡隱岐長門伊豫の如ハ皆遠國おれを托のづゝ近國中國よるも貢進の遅るふべき理にて既令もて十月三十日以前納訖と有り申すを式にてハ明年の六月七月までも後々するハ郡司の懈怠より起る事なぐり

民部式に凡遠期貢調庸郡司應決罰とあり

或ハまた國司任中公私の事ども

用ひ過して欠失多かふに依り京都の輸納とみよハ辨がとまふどもありて托のづゝ遅緩に及びつ終遷替の期に至り償補に苦む吏も多かりなるべしこれに依り合格違搭の名目ハ出来たるなりけしも京都に於て公事の雜用に充られむとほふ大藏の貯物不足なる時ハ省よる未進の國へ切下文といふものを送りて催促せしむるを標注に云る如く切下文ハ即今世の切手切符の類也詞花集に藤原實宗常陸介に侍る時大藏省の使どもとびくせめられ匡房にいひ侍るに

標注職原抄本川記卷下

標江原野村之別記

む遠江よを里うへて侍りしれを皇太后宮肥後つくとし山
ふくくうわいとみもふれ濱名の橋をうへ心をとあま
匡房卿この時大藏卿よてねとけきを國司藤原實宗が
妻字ハ肥後といふ女う祓て風月の交よて匡房卿ふも其
名を知きたる者なるゆゑよ常陸よこのほど上納をべ
さ物なけきを他國へ切うへく課せ給はるべく云送りけ
ふよ匡房卿うべなひ給て遠江よ付替たよへりけふをよ
るこびて讀てまゐるをたるなま常陸ハ親王の任國よて
吏務を介の掌る所も
のゆゑよ實宗一人この事よあづかる也筑波山ハ常陸
の名所濱名の橋ハ遠江の名所ふれをこれよよせて常陸
よ遠江へ切替られたるをよめるなま此
時肥後ハ實宗よ從ひて國よ下り居よる歟寛元三年二月

四日平戸記云祈年祭料任大藏省切下文如式數只今可濟
之由左中辨顯朝朝臣送御教書また仁安三年九月七日人
車記云件大奉幣物以大藏省切下文付諸國日来催促ま
た同年十一月三日同記云平野祭幣料率文所切下文紀伊
丹波有申旨所湍奏子細之處已及當日不論是非於今日事
者可辨濟由依皇太后宮令旨遣仰之處各進請文また同記
の同六日の件よ明後日三社奉幣料物付諸國切下文於官
掌即催促また夕拜至要抄云八月四日北野祭幣并饗料任
率分所大藏省切下文催諸國之外無他云これ切下文
の證なりかこれ類従本よ成功下文とあまハ誤なりを

標江原野村之別記

五

標注野原本別記

知べし。長曆四年八月廿日春記。命云。前司卒去之後。猶不可用留守所切文。歟とあるを見れむ。切文ともいふ歟。すこ
と切字の下。下字を脱せる歟。

氏長者

上古。日ガ朝。臣民を御たまへ。不制ハ。官位をば用ひ給て
で。姓氏。あむ因りせ給へり。さるハ。姓ハ公家。仕
あとの職名。氏ハ族類を別つたの稱號と。ろえあむ。
た不やう違ふべう。伊藤長胤の刊謬正俗等を始め。姓
書ども。彼是見ゆめれど。彼方と。いさく違へ。色。あせ
て云が。し。はべて。姓氏の。あ。は。此方。の。名目。は。彼方。の
文字を借用たる。その物實。至て。か。ま。そ。い
れた。が。へ。事。多。け。を。その。心。し。て。見。る。へ。し。

よといふ。姓を加婆ナリ。續日本紀。骨名。た根。可婆。共
と云ハ。頭根の義。て。夫と婆と通音なり。頭を如夫と。氏中
の宗長たる者。その頭として。同族を率ひ。公家。仕奉るよ
ま。いふ稱。て。中臣忌部の職ハ。上件の如く。かれを更。も
いと。次。た。と。へ。む。膳臣ハ。景行天皇の御代。臈を調て進。呈
し。其味。美。う。り。は。膳大伴部をたまへり。を。それより
以來。膳部等を率ひて。仕奉るを職とせ。ま。と。土師連ハ。聖
仁天皇の御代。埴輪。替て人命を助たりけ。不功。より
て。土師連をたまへり。き。それより。以來。土師等を率ひて。仕
奉るを職とせ。ま。その外。鳥取部の飛鳥を捕り。和薬の牛乳

標注野原本別記

標注職原抄本別語卷下

十五

を獻て名を得たる類皆その職名を同族よりちてこれを氏といひ氏を宇知といふも或説は内の義なり其氏人を統掌スツツヤて仕るこれを姓ナといふされむ臣姓の人ハその臣カか、まゝる職名を負つる氏を率て仕まつり連尸の人カもその連カか、れ不職名を負つる氏を率て仕まつり直も首カも忌寸キも別ワも皆かくの如くして臣連二造ことく大臣大連の二大臣は統攝スベるれとふ太古職を代カふはる世の制なりと然るは推古孝徳の御代の比より冠位官職の事どもやうく盛カなると臣連二造の職を代カよせし道廢れて後姓ハたゞ徒らと氏は屬カつるものとのこあ

をてて終る天武天皇の御代に至りあすこの姓どもを混マしてたゞ八色ヤと定ぬへ至天武紀十三年己卯朔詔曰更改諸氏之族姓作八色之姓タ以混天下之萬姓一曰真人二曰朝臣三曰宿禰四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰連八曰稻置カこれ也カこの内にて臣と連とを六七と退りれとふよハ深カの家より大連とあがきて政事を掌握し御代とくいさへありて中の害の多かりし不軌をくたてて逆臣時より大臣大連を廢て左右大臣と換カたまへりそれらの事ども標注と委カくいへ至此時より自然と臣と連との二姓カ貶カされ来て終る天武の御代はかくたおれるなりべしかく姓カよよて仕奉る義の廢たふすは姓ハいとづなふものよあはれどもこれのづうまた一氏くを統カふ

標注職原抄本別語卷下

十五

神皇正統記卷下

ものハ、なきてえあ、ぬ勢ひふれむ。天智天皇の御代、諸
氏の内にて、宗長たふ者を氏上として、其一族を掌りむ
ふこと出来けり。これより後ハ、姓の尊卑をむいてぬや
も打棄れけふもあらずとて、天武の御代の制、
眞久第一、朝臣第二にて、皇族、眞人を賜ひ、貴族、朝臣を
賜ひ、第一、拾芥抄に載たる次序を見れむ。いづれ第一を
朝臣と、第二を眞人とせり。源藤を始め、皇族も貴族も多
く朝臣あさう、第二次序を撰とすものよるべし。これを後
世といへども、かくの如く姓も尊卑の別をせぬことあ
らば、いづれハ、姓ハ、たゞ氏に屬するもの物となれるゆゑ
ふ、氏にひうれて、藤源ふどの尸ハ、たれのづう、尊とく、其外
の尸ハ、たれのづう、卑
くふれるなり。天智紀三年春二月己卯朔丁亥、天皇
命、太皇弟宣增、換冠位階名及氏上、民部家部等事、云々、其大
氏之氏上賜太刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造之氏上賜干楯

弓矢とある。其證なり。この後引續き、その御さごとくもあ
しとねもハきて、天武紀十年九月甲辰、詔曰、凡諸氏有氏上
未定者、各定氏上、而申送于理官。和名抄に治部省乎、佐牟留
部省掌本姓繼嗣云々とあり、また同紀十一年十二月庚申朔
治部省理官ハ即治部省なり。又同紀十一年十二月庚申朔
壬戌、詔曰、諸氏人等、各定可氏上者、而申送、亦其眷族多在者
則分各定氏上、並申於官司、然後斟酌其状、而處分之。因承官
判、雖因少故而非已族者、輒莫附。これより依て、たもふ、天
武の御代までも、な海氏上の事、かくの如く次々よさごあ
りけり。其眷族多在者、則分各定氏上とハ、喪葬令に別祖氏
宗といふ事ありて、義解に別祖者、別族之始祖也。氏
宗者、氏中之宗長也。と見ゆ。これを漢土に擬ていへむ。氏宗
も、大宗の如く、別族ハ、小宗の如く、皆一家よる、り、れて、教

神皇正統記卷下

七

族と定められたる事。さる氏よりハ、その一族の内にて、氏
上を定めよといふ事なり。因承官判、云々とあるは、氏上を
官判にて定む事ハ、此を理官と申せば、理官は於て此一族
ハ、氏上ありべし。此一族をたたくて、事缺まど、此一族
氏上を攝しめて、こたをハ、氏上を除べしなど、斷りて、
て奏を経て、勅をさるハ、氏族の事ハ、いさく重きゆゑ、
聞て定むる事。さるハ、探湯をさへ行ハ、たまへる如く、
りて、允恭天皇の御代、探湯をさへ行ハ、たまへる如く、
紛亂やほき事ども、ねわうれむ。氏上なくとも、族中の庶事
治めがとき、依てなまけり。その後續紀文武二年九月戊
午朔の件、以無冠麻績豊足為氏上、無冠大贄為助、進廣肆
服部、連佐射為氏上、無冠功子為助、云々といふこと見ゆ。麻
績服部の二氏、限りて、氏上と氏助と二人補せしれと不

ハ、いかなる故なり。む外ハ、いさく所見あり。和銅七年二
月丁酉の同紀、以從五位下大倭忌寸五百足為氏上、令主
神祭神祭ハ、氏神の祭の事也。氏神の祭を掌るハ、氏上の職あり。また靈龜元年二月丙
寅の同紀、從五位下大神朝臣忍人為氏上など。中臣系圖
連公氏上などあり。始め諸書、皆同氏の内にて、宗長た
多々れども、煩しむれと舉げむ。人の稱なかり。系譜をたふとむれを、
して、官位を重せし
る。世よりありてハ、別族の者、階高きがありなど、
ゆるゆ
急、公家より補し給ふありべし。繼嗣令、凡三位以上、繼
嗣者云々、其氏宗者聽勅
とある。氏宗ハ、上件の細注、云々如く、漢土の大宗、
當り
て、本家のことなり。本家の繼嗣ハ、勅を聽て定むる
なり。この
本家を嗣とる人、多く、さて靈龜二年九月乙未の件、
以
ハ、氏上にも補せり。なり。

從四位下太朝臣安麻呂為氏長とあきむ。この母どよ至ハ
 既ニ氏上を氏長とも書けり。とねもハ。これぞや。がて後
 一氏長者といふの始ハ。あるべき。延曆十八年十二月戊
 戌の後紀ニ。勅天下臣民氏族已衆。或源同流別。或宗異姓同。
 欲據譜牒。多經改易。至檢籍帳難辨本枝。宜告天下。令進本系
 帳。若元出于貴族之別者。宜取宗中長者。署申之云々。また
 類聚國史ニ。大同元年十月壬戌勅。凡貢氏女事。明令條。皆限
 三十已下十三以上。今須氏之長者。擇氏中端正女。貢之云々。
 など。一依て見れむ。長者の號もいとふ。し。か。れむ。長者
 と。王源藤橘。一限り。び。いづまの氏。も。ある。事。を。知。べ。し。
 仁安

二年三月廿九日の山槐記ニ。彈正大弼從四位下菅原貞衡
 死去。年七十二。氏長者也。また建久五年六月十二日仲資王
 記裏書云。阿波國忌部久家。還補氏長者。下文依官人致貞申
 狀。今日成下。了。この外。も。いと多し。これ。皆。王源藤橘の
 證あり。かくて。ね。も。へ。む。氏上も。氏長も。氏長者も。皆。同物
 にて。春日驗記ニ。知足院殿長者。にて。ね。も。し。け。不。時。中。千。と
 せ。まで。かけて。を。お。も。る。氏人のか。こ。べ。と。い。ま。は。君の玉づ
 さ。と。あ。ふ。加。美。部。や。が。て。長者のこと。ふ。れ。む。氏長者の字も
 宇。遲。乃。加。美。と。訓。べ。く。な。む。加。美。部。ハ。兄。部。を。よ。る。く。コ。ノ。カ
 ハ。兄。部。ハ。子。乃。上。部。の。義。なる。を。子。乃。の。二。言。を。畧。を。て。カ。ウ
 べ。と。の。い。ふ。ハ。即。この。歌。ある。カ。ミ。べ。よ。て。ウ。カ。ミ。の。音。便
 なり。但。その。兄。部。ハ。市。里。ま。て。の。長者。な。れ。ど。賤。民。ゆ。ゑ。氏
 ふ。り。れ。む。氏。乃。加。字。倍。と。い。は。し。て。子。乃。加。字。倍。と。い。へ。ふ。
 の。い。は。べ。て。人。を。子。と。い。ふ。例。ハ。萬。葉。の。歌。又。見。え。て。い。と。こ
 ろ。し。こ。れ。を。以。て。氏。の。か。う。へ。の。長者。と。ふ。を。舟。ふ。へ。し。こ

けを以て考ふ。氏長者の始ハ氏上なれば。勅にて補せ
 る事いとむも更なるを。藤氏これを私物として。攝關
 なれを宣言及む。氏長者なりと定しを。中古の人故實
 かりとかりしゆゑ。皆志なり。むと思へり。まや。本朝
 藤原師通公傳。嘉保元年三月九日。詔為關白。十一日得氏
 長者印とあり。關白とありて。ヤダて氏長者印を得たまへ
 了よし。記さる。宣言なるとを。此抄。頼長公非攝關為長者
 例と思はる書どまなり。

宣下之例初於此。とかせたまへ。ふ。准后さばりの博
 識なるを。それより猶あやま里給へ。まけむとねもハき
 里。愚管抄。宇治左府の事をいへ。不件。頗をつよく射校
 元といふ。宣下ありて。法性寺殿。此日ヤダて藤氏長者ハ如
 の御さたまて。かくなる事の始なり。とあるハ。此抄とハた

相國取藤原長者印并朱器大盤渡左大臣。此間喧嘩多端と
 あり。入道大相國ハ忠實公ふ。左大臣ハ頼長公なり。此時
 法性寺忠通公。關白となり給へ。ゆゑ。氏長者印も。此時
 彼方より。とるべし。忠實公も。次郎の左大臣頼長公
 を長者と補せり。とるべし。公家も。請て。宣下給りて。長者
 練抄。取藤原長者印。云々とあり。取字を以て。此れども百
 者ハ一家の私物なり。とて。忠通の關白となりたまへ。長
 時ヤダて其印をむ。忠實のうと。奪取て。頼長も渡りたま
 へ。ふ。とま也。もとより。天氣忠通公も。屬したまは。た
 實い。やうも。こ。より。奏したまふ。も。宣下あるべき。ふ
 あり。祿を。頼長の長者とあり。た。ま。ふ。不。宣下。ハ。あ。り。ご
 り。け。む。事。明。ら。なり。とて。此。左。大臣。殺。と。れ。給。ひ。て。長。者。の
 印。忠。通。公。へ。う。へ。る。時。藤。原。長。者。如。元。と。い。ふ。宣。下。あ。り。つ
 る。む。事。理。も。あ。へ。る。時。愚。管。抄。の。う。た。正。し。う。る。べ。し。准。后
 ふ。と。み。海。え。た。が。へ。て。本。文
 二。ハ。記。し。給。へ。る。な。り。べ。し。

氏爵是定

藤原朝臣守信誠惶誠恐謹言請特蒙天恩因准先例被叙式

氏爵ハ標注といへる如く氏長者の擧て橘氏に限る事
ありけいづきの氏もあま朝野群載云蔭孫正六位上
藤原朝臣守信誠惶誠恐謹言請特蒙天恩因准先例被叙式
家氏爵狀右守信謹檢案内氏爵次第今春當式家巡抑始祖
二世參議正二位式部卿宇合男三世清成男四世贈太政大
臣正一位種繼男五世刑部大輔正五位下山人男六世民部
大輔正五位下菅雄男七世右大辨從四位下佐世男八世正
五位下式部少輔文貞男九世從四位上文章博士俊生男十
世伊豆守從五位下惟信男十一世從五位下守義男十二世
守信也望請天恩任次第被叙式家氏爵將知氏系之不絶矣

守信誠惶誠恐謹言康和三年正月六日蔭孫正六位上藤原
朝臣守信これ式家よる氏爵を請へる文なる文中に始祖
とあるハ淡海公を指せりあり宇合卿ハ淡海公の三男ゆ
ゑ淡海公を始祖としてその二世宇合卿藤原氏の別族
部卿ありしゆをよる連綿として守信の父守義に至まで
式家といふ十一世皆五位以上なるも今守信いまだ正六位上なる
ゆゑ一階を以て從五位下に叙し氏系を以て絶ざ
らぬを請へるもの也また同書云蔭子正六位上
藤原朝臣季永誠惶誠恐謹言請特蒙天恩因准先例叙京家
氏爵狀右季永謹檢案内藤原氏爵先南北式京四門之流次

藤原朝臣守信誠惶誠恐謹言請特蒙天恩因准先例叙京家

第被抽賞古今不易之例也。爰京家之者親父泰俊給爵之後。漸及三十余年。今春之運苟當其仁望。請天恩。因准先例。預榮爵。先將知氏族之貴矣。季永誠惶誠恐謹言。康和三年正月五日。蔭子正六位上藤原朝臣季永。此京家より氏爵を請へる。父亦至京家ハ左京大夫麻呂の後なり。麻呂ハ字合の弟ニて。淡海公の四男なり。麻呂また藤原氏の別族ニて。その官左京大夫なり。ゆゑに京家といふ。季永その子孫として。父泰俊爵を賜ハき。後漸く三十余年。及て今春の運既ニその巡ニ當たき。從五位下ニ叙せむ事を請へるものなり。これハの状共を長者の許ニ取集め。理よりなへるを奏して叙せしむ也。さるハ六位以

下も卑位なりゆゑ。重を承け祭を行ふも。先祖の為にもてぶせられむ。五位以上ニのほり。氏族として絶ざしめ。氏族を以て貴うしめむしてありけり。これにて從五位の間の懸隔あるを知べし。式家京家ハ共ニ藤原氏なり。此委くと官位の条にいへり。北家南家あり。これを合て藤氏の四家といふ。か。れむ。藤氏も王氏も源氏も橘氏も皆氏爵あり。その内橘氏ハ後世ニなりて其家衰へ。公卿の長者なきゆゑ。氏爵を舉げし事能とば。仍て此氏の外戚の公卿を一人。是定といふものニ定られ。橘氏一族の事をつらとどしめり。本文學館院別當の條ニ見えたふが如し。但是定とハ。橘氏ニ限ていふ稱ニハ

あつばいつきの氏にて、その氏族の事を執行し長者の
稱なり。康富記宝徳元年十二月十一日の件に云、王氏御申
文事第一親王為是定可被申請也。當時親王御一所也。此御
申文可被進歟。近年神祇伯被出件申文之條、只近年也。親王
無御座之時、最此分也。幸可被進御申文之條、叶本義歟。十二
日、王氏御申文予令清書内、以折紙付女中令申御署了。王
氏無位益久王。寛和御後右朔且冬至、爵所請如件。宝徳元年十二
月十二日、二品行式部卿貞常親王、かく王氏も是定あり。
然るを此抄に橘氏とのとのとよへふハ、王藤源の諸氏ハ、
公卿以上の長者ありて、是定宣下の事おとゆゑよ。たのづ

るは是定の事、及バきさふものなり。寛元四年十月十三日葉黄記、自關東
時頼使安藤左衛門光成上洛、關東申次、可為相國之由、是定とある是定も、この義にたなり。さて此是定
の事ハ、既に西宮記に載て、後ともその例たがと次久
安三年三月廿日の台記に、師安來曰、昨日橘氏は定宣旨に
了承保三年。土御門右府外記書消息遣、氏人許、今度可同之由存
之。予諾、戌刻橘以長者。非長來曰、師安書副消息給、是定宣旨者。
西宮十六卷臨時、二裏書召外記、仰氏院云、今案依氏院顛
倒無入、賜氏人歟と見えて、かく是定となり給へる後ハ、學
館院の別當を補はる事も。別當即長者也。氏爵を舉はる事も、一氏
の事、皆これを執行ひ奏聞せし久安三年四月十七日、台

記云、以以長可補學館院別當之由、仰親隆所謂橘氏長者是也、年來正遠為長者、人不經藏人、先縱經藏人者為長者、又以長父祖為長者、又清則人藏正遠為上薦、而勳例更不依位、上下是故改補之、不經奏聞、中畧補院別當書樣、依先例散位從五位下、橘朝臣以長被是定內大臣、宣傳件人、且補任院別當者、久安三年四月十七日、民部權太輔藤原朝臣親隆奉後日招範家、令奏曰、學館院別當慣近例、以是定宣補之了、而見天曆御記、以勅宣可補之由所見也、早可被下宣旨、又其次以以長可為檀林寺別當之由、同可被宣下、此事見同御記、九保元三年正月六日、人車記云、今日叙位儀也、殿下令泰內給橘氏

爵申文、以氏舉狀書成、御申文加御名字、付外記被上了、是定右大臣殿御沙汰也、橘氏正六位上、惟元右人當年爵所請如件、保元三年正月六日、右大臣正二位兼行皇太子傳藤原朝臣、これ其證あり、人車記の文中、檀林寺とあり、嵯峨后といふ、され此寺ハ橘氏の氏寺なり。
藏人所

類聚國史、弘仁元年三月十日、始置藏人所、令侍殿上、掌機密、文書及諸訴、と見ゆ、皇年代畧記、弘仁元年九月十日、始置殿上侍臣、藏人所、藏人頭二人、藏人八人、雜色八人、衆二十人、とあり、九月九日、誤歟、續古事談、昔平城天皇の御時まで、ハ此國も朝まつりごと、いひらる、其儀

式いまだほのくのほど主上出て南面されしに群
 臣百寮の座に著く四方の訴人さうなく内裏に泰集
 て高き机の上より文の箱といふ物を置きたりけり
 とあやしの民百姓まで申文をもて泰て此箱に入ふ史外
 記辨少納言など次第よりあげてこれをよみ申は群臣
 各これを評定し主上よのあつて勅定を下さふ訴も左
 右よあまを即召しはる片方の者當時ふれむ退て問ふ
 べき由を仰と申文多くして事の外は日たけぬまむやぐ
 て其座にて供御をよるに諸卿御膳をねらして各これ
 を食ふ其政をてぬまむ舞樂御遊などもありけり君の御

心よハ民の訴へを聞召て御ことりりあつる至外の大事
 なりけり嵯峨天皇より此うた此事廢まけり此君殊
 の外は放逸して政を御心よいまぬハはされ共其儀式
 ハ猶ありけり五位藏人二人をさして御倚子の旁に居て
 憂をさしめ群議を聞しめて後聞召て成敗せさせ給
 ひは至これ今の職事の始なり嵯峨の別業などへ常は
 たりけり御いとまかくて朝政よあさせ給
 ざりけりとあり此文いと不審し其故ハ嵯峨天皇の即位
 大同四年四月十三日類聚國史四月丙子朔戊子皇太
弟即位於太極殿とありこの戊子
 を皇年代畧記よて藏人所を置けりハ其翌年の三月
 八十三日とあり

十日の事よりあまを即位より纔一年をうまの間に至り且
 太上天皇仙洞にたてまつりて内より薬子の艶妻あり外
 にも仲成の奸臣ありつひに今年の九月に甚しき亂出来
 たるをうまの世なれを嵯峨の別業にたてまつりて萬機
 を職事に委ね放逸に過させ給ふなどやうの事ありべ
 くもあらず。按ず藏人所を置れしを太上天皇薬子仲成を
 用給て政を院中にて聞き召はしよこさな事ども多
 く民の冤枉をうくるが少からず。既し属階をも引出んと
 せし比なるゆゑに位に即せ給て即この所を置き年来の
 虐政を正さむと給へずやあむ機密の字に心を付

べし。さうハ當代の御事なれを太政官にて行を給ふべき
 をわく近臣とのと與りしめたまへずハ大臣の内よもた
 の川々心と合をたる人のあむむもとか里がさきを憚
 しせ給ひての事なむ歟。後紀の弘仁元年十二月癸巳の
 詔に今左右近衛其數減少脱有
機警何以應非一張一弛文武之道所先觀時適時廢置之宜
 斯在其左右近衛可復舊數焉とあふハこれよ至以前大同
 三年に近衛四百人を三百人に減せしむと仲成薬子
 の亂後その餘黨を恐れて四百人の舊數に後し給へる事
 の詔なり此文中ある觀時の字を機密の
 字に合て當時のさまを思ひやるべし 然るを嵯峨天皇
 の放逸より置れしやうに續古事談にいへずハ後代に
 至て藏人の勢ひ強くあす殆太政官をも凌ぐむかりし見
 ゆめふよまれのづう異朝の宦者と同一やうに譏て准

后はく、なほ此抄は、摸侍中内侍之職歟。侍中ハ大納言の事
此違へり其より別記尚 書の條は委くいへり。とのとまへるはうりおれを故實
 を委くたどるぬ人のかく記さむハ、誤ながらもことわりを
 ある事なりり。後三条天皇の御代は、攝關の權を撓むと
の始はれり意を かくて世中穩まなりより、後も猶相
も類推はべし かくて世中穩まなりより、後も猶相
 侍従の如く、近習宣傳をむねと爲るより、いつとなく主上
 の大御身はかくれ不事をむ、皆あづかり奉るやうになり
 て、文書をのこ置べし御藏は、内藏寮より取とけて、御衣服
 御調度等をも納むる事となりしけり。とれを武家ぞ
まは准ていへ

む内藏寮ハ大納戸の如く 今昔物語は、此系をハ藏人所は
藏人所ハ小納戸の如く 納りきて、天皇の御服は織るあり、また續世繼物語は、を
 なくたどるは、いかにかどふと常は五節の帳臺の試も、
 出させ給ふ事なるは、讚岐の帝をとふとなく、せたま
 ひて、始て出させ給ひし、御指貫ハ何のもんといふ事も、
 納殿の藏人おぼつなく、おぼへるは、納殿即校書殿の事
塗籠あり、これい また今昔物語は、納殿の砂金百兩奉れと
そゆ御倉なり ありけきを、藏人取てまわたりを、また紫式部日記は、納
 殿は、ある御衣より出させて、此人よりまたあると、立坊部
 類記は、寛仁元年八月廿三日、被渡壺切御劔於東宮藏人範

永持出、自納殿於殿上、口授、右近少將公成朝臣兼東宮權亮、公成令持御藏小舍人云々などある、皆藏人所より御調度御衣服等を掌り證して侍中群要より往反御倉前之人必下裾とある、下裾ハ致敬する服御の物を納め置る、御倉の前なるゆゑ、よやまひてかくの如し、とれを御倉を掌るを名にして、藏人といひへるなり、但掌る處の心をへハ古今より沿革ある事、上仕の如し、蓄くハ機密の文書をむねと掌れり、後より服御の物をむねと掌れり。

按察使

續日本紀養老三年七月庚子、始置按察使、令伊勢國守從五位上門部王、管伊賀志摩二國、遠江國守正五位上大伴宿禰

山守、管駿河伊豆甲斐三國、常陸國守正五位上藤原朝臣宇合、管安房上總下總三國、美濃國守從四位上笠朝臣麻呂、管尾張參河信濃三國、武藏國守正四位下多治比真人縣守、管相模上野下野三國、越前國守正五位下多治比真人廣成、管能登越中越後三國、丹波國守正五位下小野朝臣馬養、管丹後但馬因幡三國、出雲國守從五位下息長真人巨足、管伯耆石見二國、播磨國守從四位下鴨朝臣吉備麻呂、管備前美作備中淡路四國、伊豫國守正五位下大伴宿禰宿奈麻呂、管安藝周防二國、其所管國司若有非違及侵漁百姓、則按察使親自巡省、量狀黜陟、其徒罪以下、斷決流罪以上、錄狀奏上、若聲

教條脩部内肅清具記善最言上とあるこれ按察使の所見の始なり但この時國守の外に別は按察使を置れとあるとあり次伊勢遠江常陸美濃武藏越前丹波出雲播磨伊豫等の守をそのまゝ按察使とつゝ名に改め附近の國を管せしめたるものなる也これに按察使即國守なりたとへむ職負令に太宰府帶筑前國とあるも筑前の内は太宰府ありゆゑに筑前を別は國守を置き置て太宰府に筑前の國務をまゝせて帶せしめしとる也これを九州にていへむ筑前ハ太宰府の兼帶の國その外の八國ハ太宰府の所管の國なり故は八國ハ別は國守あり兼帶と所管とのけ

ちめを見らるべしこの例を以て推はし伊勢ハ按察使の兼帶の國なり伊賀志摩ハ按察使の所管の國なり故は伊賀志摩に別は國守あり遠江ハ按察使の兼帶の國なり駿河伊豆甲斐故は駿河伊豆甲斐察使の所管の國なり故は駿河伊豆甲斐准へて知べしかれを按察使を任ぜし國を守を按察使とのいひて守といふまじき理なり天平四年九月乙未の同紀に從五位上石上朝臣麻呂為丹波守と見えたり丹波ハ按察使の治る國なりを守とあるはいふなりよしなりむと或人いへる答云按察使ハ所管に係る名國守ハ一國にのみあづかる職にてその實ハ異名同物なり

きは兼帯の一國にあづかるとしてハ守といひ所管の
 數國に係ふこととてハ按察使といふなるべしさて按察
 使その兼帯の國をた介掾目を以て治めし先自らハ政事
 の大綱を握て非違を糾し所管の國にハ守以下あるゆゑ
 政事の綱目を皆これに委任使ハたゞ非違の事を預り
 きくならるべし故に兼帯の守のうとてハ自身の下に介
 掾目あり所管の使のうとてハ非違等の事を記録を不
 官たゞ一人を補したる即ちトめて使の置けしに養老
 三年七月庚子の件に補按察使典と見えたる是也典ハ執
筆の役
なり同四年三月己巳改按察使典號記事さて國に大上中下の四等あきを按

察使ハ其最たる大國にのこ置るべきを上國にも置け
 不ハ便に從へるものなりむ歟但按察使の任國となして
 大上のけぢめを拘りて使の治る國を最とけり事論お
 養老七年十月庚子の同紀に勅按察使所治之國補博士
 醫師自餘國博士並停之とありなごも兼帯の國をたふと
 ひ所管の國を貶せざるを看るべし神龜五年八月壬申の同
紀に太政官議奏改定諸
國史生博士醫師真中畧但補博士者惣三四國一人醫師每
國補馬とあり惣三四國一人とハ按察使の國のことなり
 抑々く養老三年に按察使を置けたる文の中に畿内と近
 江飛驒若狹加賀佐渡隱岐長門陸奥出羽紀伊及九國二島
 を除りれと不ハいふ事なり歟と不審につきて猶考す

畿内ハ攝官といふものを守の外ニ置れり。同紀養老三年九月癸亥の件ニ以正四位下多治比真人三宅麻呂為河内國攝官。正四位下巨勢朝臣邑治為攝津國攝官。正四位下大伴宿禰旅人為山城國攝官。と見えて皆京都ニ遷き國なるがゆゑニ内官の中ニて名望ある人ニ國事を攝せしめたまへるものなり。大和ニ攝官なるハ京都を多けきバ何事の不便もあらずぬゆゑニ却て除くはるものなり。和泉ハいさど分たきぞ以前のことなり。同五年八月辛卯改攝官記事為檢事と見ゆ。按察使の記事ニ准へて執筆の役なり。但按察使の國ハ守なきを攝官ハさるありて守の外ニ別ニ置れり。これ即畿内と諸國とのけが

めなり。九國ニ島ニ置きぬ。太宰府ありゆゑ也。其上件ニいへる。同紀ニ養老五年四月辛亥令七道按察使及太宰府巡省諸寺隨便併合とあり。太宰府ニ按察なき一證なり。置長門按察使管周防石見二國。又以諏方飛驒隸美濃按察使出羽隸陸奥按察使佐渡隸越前按察使隱岐隸出雲按察使備中隸備後按察使紀伊隸大和國守とあり。置長門云々と置字を下とるをみよ。これまで長門ハ按察使ハなり。置長門ハ長門ハ他ニ異なる邊要の地なり。この事寄居隨筆當國ニ使の置きざりハ缺典なり。今年始め置れて周防石見を其

所管とせしれどもそのふる美濃ハもとよりの使の國ナルを諷方飛驒を隸しきことなり。美濃按察使ハ養老三年の制
尾張參河信濃の三國を管したるは續紀天平宝字五年正月壬亥鎮國驍騎將軍從四位上藤原惠美朝臣真光為兼美濃飛驒信濃按察使と見えたるハ尾張三河を除き飛驒を添はれり。陸奥按察使ハ養老三
年件見れば然るも今年始置りと思ふは又義長門の例違はむとハありトこれより以前置れざるガ紀は其父の脱とふなるべしとるハ甚大國なるを養老三年置れざりハいづとぞと考ふ此國ハ守の外ハ既鎮守將軍を置いて國府と鎮府と相並たふがゆゑ官負の繁多を厭ひて按察をバ省かきしれどもまた

はうに廣き境内なれど按察使なくハあるべしと議定せしめての事なるべし佐渡隱岐の越前出雲隸せらるももとよりの按察使の國なき備後ハいつ按察の國とふれしけむこれと陸奥と共に始置の年しられど紀伊隸大和國守と見えて隸大和按察使とあるハ上件といへる如く大和ハ按察の名目を建らぬゆゑ紀伊の非違を大和の守に隸して糾彈せしめ給へる也たかくかく其傍近の國を管はるが例なるは續紀天平宝字五年正月壬寅授刀督從四位上藤原朝臣御楯為兼伊賀近江若狹按察使とあるハ國司はありぬ武官より管する

票主裁原抄本別記卷下

三

上件の細注
引る藤原

惠美朝臣真光也。馬騎將軍。此れより後、京官より陸奥出羽按察使をかくる。監觴なりむ。以て委くハ考るより。その官人の位階ハ、養老五年六月乙酉の續紀ニ、太政官奏言、國郡官人、漁獵黎元、擾亂朝憲、故置按察使、糾彈非違、肅清奸詐、既定官位、宜有料祿、請以按察使准正五位、官賜祿并公廨田六町、仕丁五人、記事准正七位、官祿并公廨田二町、仕丁二人、並折留調物、便給之。詔曰、朕之肱股、民之父母、獨在按察寄重、務繁與群臣異、加祿一倍、以當土物、准度給之。その後諸國の按察使ハ、停る。此れより、天平三年十一月丁卯の續紀ニ、始置畿内惣官諸道鎮撫使とあり。惣官ハ攝官

同く鎮撫使ハ、按察使ニ同く、ふべり。此れを必き舊きをむ。停る。此れより、ふべり。然ども、陸奥按察使ハ、猶殘し置れて、出羽を管と、免給へり。其所見の始ハ、續紀天平宝字七年七月乙卯、從五位上藤原朝臣田磨、為陸奥出羽按察使とあり。此れ也。其後大同四年三月戊辰の後紀ニ、東山道觀察使正四位下兼行右衛士督陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣、為入邊任、辭見内裏、召昇殿上、令典侍從五位上永原朝臣子伊太比、賜衣一襲被等とあり。邊任ハ、奥羽をさけなり。觀察使より按察使をうねて、兩國ニ入部、此れを以て、その殊恩

を知べし。弘仁三年正月廿六日、拾遺太政官謹奏、應增陸奥出羽兩國按察使位階事。右謹檢案内、去養老五年六月十日奏用件官品、准正五位上。爾來流行、以至今日。臣等商量方面之任、威風所存、夷國之俗、瞻視是仰。然則職重階輕、管大勢少。伏望增階品、為從四位下、將復邊守、且鎮物情。臣等商量具件如前。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。令集解一載。至後紀一弘仁三年正月乙酉、制陸奥出羽按察使正五位上官。今改為從四位下官とある。これ也。長曆を以て推れり。乙酉即廿六日なり。それより此の九、今に至て官位かゝる事なり。

標註職原抄校本別記卷之下

近藤芳樹先生著書目録

標註令義解校本

全十六冊

大後執中抄

全二冊

此の大寶元年の出来し令典の義解なり。本文は日本紀古事記あり。またこれと撰かば、今現存する古書は、うらむらむと、是より舊しものなり。誠小皇國の經書と、いひべし。書に然るに古來、いさく全備の註解、ことごとく、うらむらむと、學者の讀むを、勿く、解釈して、標註し、標註し、盡し、難し事と、別記して、簡便なすべし。かゝる、いさく、大後、いさく、中臣、後、律令、古書、なると、いひ、し、隋唐の制、小教、ひらり、の、なると、この、後、詞、公、皇、朝、律令の、起、原、あり、て、神代の、故、實、と、存、せ、る、神、粹、の、書、なると、いひ、依、て、今、後、式、と、後、義、と、詳、し、お、せ、り、て、先、哲、の、い、ま、と、考、の、及、む、事、と、い、ふ、と、論、じ、た、る、書、なり。

標註職原抄校本

全六冊

此書校本誤字脱字いと多く、後人の旁注は本文へ換入し、なる所も、いと多し。ことごとく、訂正し、標註し、少く、義理の、よ、し、聞、む、べ、く、の、せ、り、を、い、は、す、論、去、り、事、と、い、ふ、別、記、お、せ、り、な、り。

- 冠禮考
- 昏禮考
- 喪禮考
- 祭禮考

全二冊
全二冊
全二冊
全二冊

今傳ふる所は冠昏喪祭の四禮と神代以來の故實小披、儒佛の法小混ぶる別と弁へらるる書く

古風三躰考

全一冊

歌小長短旋頭の三躰あることを委く弁へ万葉集より反哥をかくらうくと訓める非正古来上句下句をひやまれる事どもと論ぜられける書なり

類題風月集

全三冊

三代集と除く後拾遺集より後の十八代集及その十八代の際の作者の哥合家集等よりひらく抜出て當今の風体おかしきことを撰ひ類題おせられけるなり

同後篇

全三冊

この廿一代集終る後斯道地下にたづてより以來れ上手なるの哥と撰ひ類題おせられたるへ前集おめいせく古今と全備しうるといふなり

寄居歌談

全二冊 自初篇 至三篇

この當今の作者よりこれ優れたる歌及びめづらしき説をいふ哥おめいせく事少くだれわれはことと載せて袋草子無名抄などの如くおめいせくおめいせく書なるといふ文章と学ん人もおめいせく見ざるに書なり

同四篇以下追々嗣出

全三冊

寄居隨筆

元治紀元甲子春

三都

江戸日本橋通二丁目

須原屋茂兵衛

同 日本橋通二丁目

山城屋佐兵衛

同 芝神明前

岡田屋嘉七

同

和泉屋吉兵衛

同 淺草茅町二丁目

須原屋伊八

同 横山町三丁目

和泉屋金右衛門

同 京都寺町通松原下町

勝村 治右衛門

同 尾州名古屋本町二丁目

水樂屋東一郎

同 大塚心齋橋通聖徳寺町

秋田屋 太右衛門

Handwritten notes and red seals at the bottom of the page.

問屋

